



発行 東京都

目次

規則

○児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…（福祉保健局少子社会対策部計画課）…

告示

○公共測量の実施（九件）…（都市整備局都市基盤部調整課）…

○生活保護法による介護機関の指定…（福祉保健局生活福祉部保護課）…

公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新…（生活文化局都民生活部管理法人課）…

○特定非営利活動法人の認定…（同）…

○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出…（同）…

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出…（同）…

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第五十三号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改

正する。

別記第二十四号様式2片（第）

申込者又は同居人が、次の各号（同居人にあつては下記アを除く各号）のいずれかに該当して

いる。いない

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの

エ 規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

オ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等

申込者又は同居人が、次の各号のいずれかに該当して

いる。いない

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの

ウ 規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなるまでの者

エ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等

ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等

を 改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第二十四号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

●東京都告示第四百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 国分寺市東恋ヶ窪二丁目、東恋ヶ窪四丁目、東恋ヶ窪六丁目、本多一丁目、本多二丁目、本多三丁目、本多四丁目、本多五丁目、小平市上水本町五丁目及び上水本町六丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年六月二十四日から令和二年一月二十日まで

●東京都告示第四百三十五号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区西糀谷二丁目、東蒲田一丁目、蒲田三丁目、羽田旭町及び北糀谷一丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年七月十五日から令和二年二月十四日まで

●東京都告示第四百三十六号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、府中市

長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 府中市
- 二 測量の種類 公共測量(道路台帳補正測量(四級基準点測量))
- 三 測量の区域 府中市地内
- 四 測量の期間 令和元年七月二十六日から同年十月三十一日まで

●東京都告示第四百三十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区赤羽西四丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年七月二十二日から令和二年三月十五日まで

●東京都告示第四百三十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、足立区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 足立区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 足立区花畑七丁目地内
- 四 測量の期間 令和元年六月二十一日から令和二年二月二十八日まで

●東京都告示第四百三十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、世田谷区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 世田谷区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点復旧測量)
- 三 測量の区域 世田谷区地内
- 四 測量の期間 令和元年七月二十六日から令和二年二月二十八日まで

●東京都告示第四百四十号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京国道事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京国道事務所

二 測量の種類 公共測量（航空レーザ測量）

三 測量の区域 東京都地内

四 測量の期間 令和元年七月十二日から同年十二月二十八日まで

●東京都告示第四百四十一号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、八王子市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 八王子市
- 二 測量の種類 公共測量（四級基準点測量）
- 三 測量の区域 八王子市上野町及び台町三丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年八月一日から同年十一月三十日まで

●東京都告示第四百四十二号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩北部建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 測量施行者 東京都

二 測量の種類 公共測量（基準点測量）

三 測量の区域 国立市西一丁目、中一丁目、東一丁目及び東二丁目各地内

四 測量の期間 令和元年七月二十九日から令和二年二月十八日まで

●東京都告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1343551249	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 ひの店	東京都日野市新町1-20-6 ラ・フィナーネビル102	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343551249	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 ひの店	東京都日野市新町1-20-6 ラ・フィナーネビル102	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343551389	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 栄町店	東京都日野市栄町1-2-3 第一中野ビル1階	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343551389	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 栄町店	東京都日野市栄町1-2-3 第一中野ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343551421	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 桜店	東京都日野市栄町1-3-1	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1343551421	有限会社ふじもと薬品	東京都八王子市めじろ台1-18-2	ふじ薬局 桜店	東京都日野市栄町1-3-1	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1341956945	有限会社内観堂	埼玉県富士見市西みずほ台1-1-6	さと薬局 徳丸店	東京都板橋区徳丸1-1-20	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1341956945	有限会社内観堂	埼玉県富士見市西みずほ台1-1-6	さと薬局 徳丸店	東京都板橋区徳丸1-1-20	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1311931815	島 陽一郎	東京都世田谷区若林2-6-3	あおぞらクリニック	東京都板橋区大谷口2-68-6	訪問看護	令和元年8月1日
1311931815	島 陽一郎	東京都世田谷区若林2-6-3	あおぞらクリニック	東京都板橋区大谷口2-68-6	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1311931815	島 陽一郎	東京都世田谷区若林2-6-3	あおぞらクリニック	東京都板橋区大谷口2-68-6	介護予防訪問看護	令和元年8月1日
1311931815	島 陽一郎	東京都世田谷区若林2-6-3	あおぞらクリニック	東京都板橋区大谷口2-68-6	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1332181311	村上 明日香	東京都世田谷区等々力1-2-15	オレンジ歯科	東京都足立区梅田7-10-7 オレンジルーム1階	居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1332181311	村上 明日香	東京都世田谷区等々力1-2-15	オレンジ歯科	東京都足立区梅田7-10-7 オレンジルーム1階	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1311629617	医療法人社団幸和会	東京都豊島区駒込6-33-17	医療法人社団幸和会 幸和クリニック	東京都豊島区駒込6-33-17	通所リハビリテーション	令和元年8月1日
1311629617	医療法人社団幸和会	東京都豊島区駒込6-33-17	医療法人社団幸和会 幸和クリニック	東京都豊島区駒込6-33-17	介護予防通所リハビリテーション	令和元年5月1日
1341956200	株式会社あけぼの	東京都北区王子1-13-14 オオタケビル4階	たんぼぼ薬局 中板橋店	東京都板橋区弥生町29-10 ファミリーハイツ102	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1341956200	株式会社あけぼの	東京都北区王子1-13-14 オオタケビル4階	たんぼぼ薬局 中板橋店	東京都板橋区弥生町29-10 ファミリーハイツ102	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1314920534	医療法人社団昭成会	東京都武蔵村山市大南3-54-16	医療法人社団昭成会 半田医院	東京都武蔵村山市大南3-54-16	居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1314920534	医療法人社団昭成会	東京都武蔵村山市大南3-54-16	医療法人社団昭成会 半田医院	東京都武蔵村山市大南3-54-16	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1341551043	有限会社サトミ薬局	東京都杉並区梅里2-1-15	有限会社サトミ薬局	東京都杉並区梅里2-1-15	居宅療養管理指導	令和元年6月1日
1341551043	有限会社サトミ薬局	東京都杉並区梅里2-1-15	有限会社サトミ薬局	東京都杉並区梅里2-1-15	介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日
1341654912	有限会社ホット・ワン	東京都荒川区西尾久4-12-11-1012	千利薬局 南長崎店	東京都豊島区南長崎6-20-8	居宅療養管理指導	令和元年5月1日
1341654912	有限会社ホット・ワン	東京都荒川区西尾久4-12-11-1012	千利薬局 南長崎店	東京都豊島区南長崎6-20-8	介護予防居宅療養管理指導	令和元年5月1日

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一
条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、
同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特
定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十
年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定によ
り、次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人ことばの道案内
 - 二 代表者の氏名
市川 浩明
 - 三 主たる事務所の所在地
東京都新宿区高田馬場一丁目四番二十一〇二号
 - 四 更新された認定の有効期間
平成三十年八月八日から令和五年八月七日まで
-
- 一 名称
特定非営利活動法人エンディングセンター
 - 二 代表者の氏名
井上 治代
 - 三 主たる事務所の所在地
東京都町田市真光寺二丁目十二番十一号
 - 四 更新された認定の有効期間

平成三十一年二月二十八日から令和六年二月二十七日
まで

- 一 名称
特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン
- 二 代表者の氏名
榊原 寛
- 三 主たる事務所の所在地
東京都中野区本町一丁目三十二番二号
- 四 更新された認定の有効期間
令和元年八月一日から令和六年七月三十一日まで

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四
条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、
同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例
の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三
号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人ベトナム子ども基金
- 二 代表者の氏名
近藤 昇
- 三 主たる事務所の所在地
東京都文京区本駒込二丁目十二番十三号 アジア文化
会館内
- 四 認定の有効期間

令和元年八月五日から令和六年八月四日まで

- 一 名称
特定非営利活動法人CES
- 二 代表者の氏名
加藤 彰
- 三 主たる事務所の所在地
東京都八王子市南町五番十三号 八王子ローヤルマン
ション一階
- 四 認定の有効期間
令和元年八月七日から令和六年八月六日まで

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十九
条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があ
ったので、同法第五十三條第二項及び特定非営利活動促進
法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二
百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公
告する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人やまぼうし
- 二 代表者の氏名
伊藤 勲
- 三 主たる事務所の所在地
東京都日野市多摩平二丁目十二番地二

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年九月十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 名称
特定非営利活動法人わだつみのこえ記念館
- 二 代表者の氏名
渡邊 總子
- 三 主たる事務所の所在地
東京都文京区本郷五丁目二十九番十三号 赤門アビタ シオン一階
- 一 名称
特定非営利活動法人コアネット
- 二 代表者の氏名
宮崎 顯作
- 三 主たる事務所の所在地
東京都品川区東五反田一丁目二十五番十九号
- 四 その他の事務所の所在地
大阪府大阪市中央区農人橋一丁目一番八・九〇二号

- 二 代表者の氏名
鎌田 舞
- 三 主たる事務所の所在地
東京都町田市上小山田町百六十四番地二 館田方
- 四 その他の事務所の所在地
東京都町田市忠生三丁目十八番地一 コーポラス坂の上三〇五号

一 名称

特定非営利活動法人消費者機構日本

二 代表者の氏名

藤井 喜継、佐々木 幸孝

三 主たる事務所の所在地

東京都千代田区六番町十五 プラザエフ六階

一 名称

特定非営利活動法人アジアキリスト教教育基金

二 代表者の氏名

荒谷 出

三 主たる事務所の所在地

東京都新宿区西早稲田二丁目三番十八号

一 名称

特定非営利活動法人えどがわエコセンター

二 代表者の氏名

岩瀬 耕二

三 主たる事務所の所在地

東京都江戸川区船堀四丁目一番一号 江戸川区総合区民ホール内

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 本号 一箇月 六、六〇〇円 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三八一)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

